

豊橋市概算数量発注方式実施要領(試行案)

(要 旨)

第1条 この要領は、豊橋市が発注する土木工事について、設計積算業務及び入札事務の効率化のため、概算数量発注方式により発注する場合の取扱い事務を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 概算数量発注方式とは、当初設計の数量を概算数量により積算し、契約後、工事現場での取合い等を精査の上、設計数量の確定を工事記録で行い、契約変更を行うものをいう。
- (2) 概算数量とは、詳細な測量に基づかずに算出された数量をいう。
- (3) 工事実施計画図書とは、平面図、縦・横断面図、展開図、区画線図、数量総括表及び数量計算書等をいう。

(対象工事)

第3条 概算数量による発注により、発注事務が効率的に行える工事に適用するものとし、原則として設計金額4,500万円未満の市単独の工事を対象とする。ただし、構造計算や安定計算を必要とする工事については対象としない。

(設計書の作成)

第4条 設計書の作成については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計書の積算は、施工予定箇所の概算数量に基づき、設計金額を算出するものとする。
- (2) 当初設計時の図面は、位置図、平面図、標準断面図等を添付する。

(施工条件の明示)

第5条 概算数量発注にあたっては、次に掲げる事項を特記仕様書に明示するものとする。

- (1) 概算数量発注方式による発注工事であること。
- (2) 概算数量に基づく見積りであること。
- (3) この要領に基づき施工すること
- (4) 工事着手後、速やかに工事実施計画図書を作成し、監督員の承諾を得ること。

(設計変更)

第6条 工事の設計変更については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者から提出された工事実施計画図書の結果について、事前協議を行うものとする。
- (2) 変更理由については、「概算数量発注方式による発注のため、現場精査による変更」と記載すること。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、豊橋市契約規則(昭和39年4月1日規則第11号)の例によるほか、発注者と受注者が協議をして定める。

附則

この要領は、平成27年2月18日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。